## リーディング・ファシリテーター規約

#### 第1条(目的)

本規約は、アルマ・クリエイション株式会社(以下「当社」という)が運営するリードフォーアクション事業(以下「本事業」という)において、リーディング・ファシリテーターが読書会の開催、運営、その他の活動するにあたり必要な条件を定めることを目的とする。

## 第2条(定義)

- 1. 「ファシリテーター」とは、当社指定のリーディング・ファシリテーター講座を受講し、リーディング・ファシリテーター資格(以下、「本資格」という。)の付与を受けたリーディング・ファシリテーターをいう。
- 2. 「講座」とは、当社指定のリーディング・ファシリテーター講座をいう。
- 3. 「参加者」とは、読書会の参加者をいう。
- 4. 本規約における「商標」とは、以下の各項目をいう。
  - (ア) READ FOR ACTION (登録 5450550)
  - (イ) リーディング・ファシリテーター(登録 5616581)
  - (ウ)まちヨミ(登録 5628898)
  - (エ)その他、当社が別に指定する商標
- 5. 「本講義内容」とは、当社がファシリテーターに提供する一切のノウハウ、アイディア、手 法をいう。
- 6. 「本機密情報」とは、参加者名簿、アンケート内容及び結果等、読書会に関連してファシリテーターにより収集された参加者に関する一切の情報をいう。
- 7. 「学生会員」とは、リードフォーアクションの目的に賛同し、ファシリテーターとして活動する原則 26 歳以下の大学生、短期大学生、大学院博士前期課程及び修士課程の学生、高等専門学校及び各種専門学校の学生、専修学校・各種学校に通う生徒をいう。但し、社会人学生\*は学生会員の対象外とする。※社会人学生とは、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、もしくは経験のある者。家業従事者も含む。

#### 第3条(本資格の付与)

- 1. 次に掲げる全ての要件を満たした場合、本資格付与の効力が生じる。
  - (1) 当社が指定する講座を受講し修了すること。
  - (2) 本規約に同意すること。
  - (3) 別紙に規定する本資格の登録料を、当社指定の方法で支払うこと。
- 2. 本規約に基づく契約関係が終了した場合、本資格付与の効力は喪失するものとする。

## 第4条 (ファシリテーターの権利)

ファシリテーターは、次の各号に掲げる権利を有する。

(1) 読書会を自ら主催し、ファシリテーションを行う権利

- (2) 以下の呼称を肩書として使用し営業活動をする権利 「リーディング・ファシリテーター」
- (3) その他、当社が別に定める権利がある場合はその権利

## 第5条 (読書会の開催)

- 1. ファシリテーターは、読書会を主催し、ファシリテーションを行う場合、次の各号に掲げる 規定に従うものとする。
  - (1) 読書会開催環境、参加申込みの受付、参加者への案内、参加費等の入金管理、読書会開催当日の運営、その他読書会を開催するために必要な業務を行なうこと。
  - (2) 読書会開催にかかる費用を負担すること。
  - (3) 読書会の内容(進行方法等)は、以下の手順を原則とすること。
    - ① 目的設定
    - ② 質問設定
    - ③ 答え探し
    - ④ ダイアログ
    - ⑤ アクションの明確化
  - (4) 読書会で使用する著作物について、第三者の権利を侵害する行為を行わないこと。
  - (5) 当社の事前の許諾がある場合をのぞき、参加者に対し、ファシリテーター又は第三者の商品・サービスの紹介、購入の勧誘及び販売をしないこと。
  - (6) 参加者から要望、クレーム等を受けた場合は、その内容及び対応の内容を当社に対し報告すること。
  - (7) その他、当社が別に定める規定がある場合はその規定を遵守すること。
- 2. 当社はいつでも、読書会の会場に立ち入り、内容を確認することができる。
- 3. ファシリテーターが本条第1項各号の規定に違反した場合、当社はファシリテーターに対し、 直ちに読書会開催の中止を求めることができる。中止により、参加者に損害が生じた場合、 その賠償はファシリテーターにおいてなすものとし、ファシリテーターは当社に対し求償で きない。

# 第6条(各当事者の責任)

- 1. ファシリテーターは、本事業に起因又は関連して、ファシリテーターの過失又は故意により 当社が損害を被った場合、当該損害の一部又は全部をファシリテーターの帰責に応じ賠償し なければならない。
- 2. ファシリテーターは、本事業に起因又は関連して、ファシリテーターと参加者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、自己の費用と責任において当該紛争を解決するものとする。
- 3. ファシリテーターは、本規約に違反して当社に損害を与えた場合、当該損害を賠償しなければならない。

## 第7条(当社の免責)

ファシリテーターが読書会を開催中、参加者その他第三者に対し損害を加えた場合においても、 当社は、ファシリテーター及び第三者に対し何らの責任を負わず、ファシリテーターから一切の 求償も受けないものとする。

## 第8条(知的財産権)

- 1. ファシリテーターは、第4条の権利に基づき活動するに際して、当社が保有する商標権、著作権、その他の知的財産権を使用する必要がある場合、当社が別に定める規定があるときはそれに従うものとし、別に定める規定がないとき、又はその規定の範囲を超えて使用するときは、事前に当社の同意を得るものとする。
- 2. 本講義内容に含まれる名称及び標章並びにそれらを含むインターネットドメイン名は当社に 権利を許諾した者に帰属する。
- 3. 本講義内容及び本講義内容に関連する特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにそれらを出願する権利は、当社又は当社に権利を許諾した者に帰属する。
- 4. ファシリテーターは、当社の事前の書面(電子メール等による電磁的方法を含む。以下同じ。) による承諾のない限り、本講義内容の複製、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、翻訳、使用許諾、インターネットを通じた送信・公開、ドメイン名の取得、コピープロテクトその他の技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変等これらの権利を侵害する行為を一切行ってはならない。
- 5. ファシリテーターは、本講義内容を読書会の範囲内においてのみ使用し、それ以外にはいかなる方法であれ第三者に開示してはならない。
- 6. ファシリテーターは、第三者が、本機密情報又は本講義内容を不当に利用していることを発見した場合、並びに、当社又は当社に権利を許諾した者に帰属している著作権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を侵害していることを発見した場合は、速やかに当社に通知し、その対応に協力しなければならない。
- 7. ファシリテーターは、当社が発行する本事業に関連するメールマガジン、その他の発行物に、ファシリテーターが創作した原稿を、当社が適切と認めた修正を加えたうえ無償で使用することを許諾する。

#### 第9条(秘密保持義務等)

- 1. ファシリテーターは、本機密情報及び本規約の履行により知り得た当社の技術上又は営業上 その他業務上の一切の情報を、いかなる第三者にも開示又は漏洩してはならず、本規約の履 行以外の目的で使用してはならない。なお、本機密情報を広報活動及び研究、教育、訓練等 のために使用する場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号) その他の法令及び本規約、当社が別に定める規定、プライバシーポリシーを遵守し、事前に 当社及び当該参加者の同意を得なければならない。
- 2. ファシリテーターは、個人情報を本規約に基づく読書会の開催以外の目的で使用してはなら

ない。なお、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)その他の法令及び本規約、当社が別に定める規定、プライバシーポリシーに従って取り扱うものとする。

3. ファシリテーターは、ファシリテーターの業務に従事する一切の法人及び個人に本条の秘密保持義務を遵守させるものとする。又、本規約に基づく契約関係が終了した後においても、秘密保持義務を遵守させるものとする。

#### 第10条(地位譲渡)

ファシリテーターは、本規約から生じる一切の権利及び一切の義務並びに規約上の地位(本資格の付与を受けた地位を含む)を第三者に譲渡してはならない。但し、当社が承諾したときはこの限りではない。

## 第11条 (通知の方法)

当社からファシリテーターに対する通知の方法は、E メールによる方法、当社が指定するシステムにアップロードする方法、その他当社が定める方法をもってすれば足りるものとする。

## 第12条 (変更の届出)

- 1. ファシリテーターは、当社 WEB サイト (https://almacreation.co.jp/) に登録している氏名、 住所、Eメールアドレス、電話番号、その他の個人に関する情報に変更が生じた場合、速や かに当社 WEB サイトの会員情報の更新することとする。
- 2. 当社は、ファシリテーターが前項の更新を行わなかったことによるファシリテーターの不利 益についての責任を負わないものとする。
- 3. ファシリテーターが第1項の更新を怠った場合、当社が知り得る最終の連絡先宛てに発した 通知は、通常到着するまでに必要な期間を経過したときに、ファシリテーターに到達したも のとみなす。

#### 第13条 (禁止事項)

ファシリテーターは次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当社の事前の承認を得ることなく、本事業の活動であると誤認させるおそれのあるセミナー、イベント等を自主開催すること、又はそれらに講師として登壇すること。
- (2) 自主開催又は講師として登壇するセミナー、イベント等において、当社の事前の承認を得ることなく当社の協賛及び後援を謳うこと。
- (3) 第22条に定める活動倫理の規定に反する行為をすること。

#### 第14条 (委託等の禁止)

ファシリテーターは、自ら主催する読書会のファシリテーションを、本資格の有無に関わらず 第三者(従業員を含む)に行なわせてはならない。

# 第15条 (類似的商標出願の禁止)

ファシリテーターは、当社、当社の代表者、当社の代表者が主宰する別法人(以下「当社等」 という。)が登録、出願をしている商標について、当該商標の全部又は一部の文字列、図形及び 記号を含む商標の登録出願をしてはならない。

#### 第16条 (競業禁止)

ファシリテーターは、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間終了後2年の間は、当社の 事前の同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって本事業と同種又は類似の事業を行っ てはならない。

#### 第17条(有効期間と更新)

- 1. 本規約の効力の有効期間は、ファシリテーターが第3条第1項により本資格の付与を受けた 日から1年間とし、更新することができる。更新後の有効期間もまた同様とする。
- 2. ファシリテーターが、次に掲げる全ての要件を満たした場合、本規約の効力は自動で更新されるものとし、ファシリテーターは本資格の付与を受け続けるものとする。
  - (1) 年会費として、別紙に規定する金額を有効期間の終了までに、当社の指定する方法に従い当社に対して支払うこと。
  - (2) ファシリテーターのスキルを維持、向上させる等の目的で当社が研修を開催する場合は、当該研修を受講し修了すること。但し、当該研修の受講料、教材費、交通費、宿泊費、その他当該研修の受講に係る各種費用は、ファシリテーターの負担とする。
  - (3) 更新の日から1か月前までに、当社より本規約に基づく契約関係を更新しない旨の通知を受けていないこと。
  - (4) 本規約に違反していないこと。
  - (5) 次項の異議を述べていないこと。
- 3. 更新の日より1か月前までに、当社がファシリテーターに対して更新後の規約の内容を変更する旨及び変更後の規約内容を通知した場合において、ファシリテーターが当社に対し当該通知の日から2週間以内に異議を述べない場合は、更新後の規約内容は当該変更内容どおりに変更されたものとみなす。
- 4. 前項の場合を除き、更新後の規約内容は更新前と同一とする。

#### 第18条(資格の失効)

ファシリテーターは、当社に対して通知することにより、本資格を喪失することができる。

## 第19条 (解除と資格の喪失)

- 1. ファシリテーターが次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、当社はファシリテーターに対し書面で通知することにより、本規約に基づく契約関係を解除し、本資格を喪失させることができる。
  - (1) ファシリテーターが本規約又は当社が別に定める規定等又は法令に違反した場合。

- (2) ファシリテーターとしての品位を欠き、ふさわしくない態度をし、又はふさわしくない 言動をした場合
- (3) ファシリテーターが反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)である場合、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力、若しくはかんよするなど反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合
- (4) ファシリテーターが犯罪行為、違法行為その他反社会的行為に関与した場合、又は過去 に係る行為に関与したことが判明した場合
- (5) ファシリテーターが公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をする恐れがあると当社が 判断した場合
- (6) ファシリテーターが死亡した場合、又は後見開始、保佐開始、若しくは補助開始の審判を受けた場合
- (8) 当社が、ファシリテーターが届け出た電話番号、ファクシミリ番号、Eメールアドレス、及び住所のうち、適切と認める2つの連絡先に返信を求める通知を行ったにもかかわらず、最後の通知の日から1か月以内に返信がない場合。
- (9) 当社の同意なく、読書会、本講座、その他講座の内容、テキスト、習得した技術等を第 三者に対し開示した場合(YouTube、Facebook等のソーシャルメディアを利用してノウ ハウ等を流出させた場合を含むがそれらに限らない。)
- (10)ファシリテーターが、当社等又は他のファシリテーターの名誉・信用を毀損し、若しく はそれらの業務の妨害をする等により、当社等又は他のファシリテーターの事業活動に 悪影響を及ぼした場合。
- (11)ファシリテーターが、当社等又はそれらの利害関係人(個人、法人を含む各種団体を問わない。)に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (12)当社が指定する期日までに年会費の支払が確認できなかった場合
- (13)過去に、当社が提供するサービスの利用、登録を取り消されたものであることが判明した場合
- (14) その他、本資格の付与を受け続けることが妥当でない事由があると当社が判断した場合
- 2. 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、ファシリテーターは当社に対し、書面で 通知することにより、本規約に基づく契約関係を可女子、本資格を喪失することができる。
  - (1) 当社が監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。
  - (2) 当社が自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき。
  - (3) 当社が第三者より仮差押、仮処分又は差押等の強制執行を受けたとき
  - (4) 当社が破産、会社法上の特別清算、民事再生又は会社更生の手続開始の申立てがあったとき。
  - (5) 当社が公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - (6) 当社が解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたと

き。

- (7) 当社の財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認めることができる相当の事由があるとき。
- (8) 当社がファシリテーターの名誉・信用を毀損し、若しくはファシリテーターの業務を妨害したとき。
- 3. 本規約に別に定める場合を除き、本規約に基づく契約関係の解除は、解除前に既に発生した 当事者間の権利義務関係に影響を及ぼさない。

## 第20条(本資格喪失後の処置)

- 1. ファシリテーターは、本資格を喪失した場合、速やかに自己の費用にて本講義内容の含まれる一切の書類及び媒体を、当社の指示に従って、破棄又は返還しなければならない。
- 2. ファシリテーターが、ファシリテーターに起因する事由により本資格を喪失した場合、当社 は既にファシリテーターが支払ったいかなる対価についても返還する義務を負わない。
- 3. 本資格を喪失した理由の如何を問わず、第6条から第10条、第15条、第16条、第19条第3項、本条、第21条、第26条の規定は、ファシリテーターが本資格を喪失した後もその効力を有するものとする。

#### 第21条(確認条項)

- 1. 本資格の付与は、当社がファシリテーターに対してファシリテーターの事業における成果を何ら保障するものではなく、又、読書会の開催を含めたファシリテーターが行う事業に関して一切の責任を負うものではないことを確認する。
- 2. 当社とファシリテーターとは、独立した事業者であり、相互間に代理、雇用、共同経営、合 弁等の関係がないことを確認する。
- 3. 当社がファシリテーターに対し通知した場合、ファシリテーターがその通知内容を覚知していないことによる不利益については、ファシリテーターに何らの事情があろうとも当社はその責任を負わないことを確認する。
- 4. 当社は、本事業についてその存続を保障するものではなく、本規約に基づく契約関係が存続する限りにおいて、その責務を負うものであることを確認する。
- 5. ファシリテーターは、当社に対し、本規約の内容が当社と他のファシリテーターとの間の規 約の内容と異なることを理由として、本規約の内容に異議を述べ、又は本規約の内容の変更 を要求することはできない。

#### 第22条(活動倫理)

- 1. ファシリテーターは、次の各号に掲げる活動倫理を遵守しなければならない。
  - (1) 当社及び本事業の活動目的(ミッション)を常に念頭に置きながらその活動をすること。
  - (2) 常に品位を保持し、誠実にその活動を行うこと。
  - (3) 各種法令とルールを遵守し、当社、読書会参加者、他のファシリテーター、その他当社

関係者等の社会的信用を傷つけるような行為をしないこと。

- (4) 読書会参加者、他のファシリテーター、その他当社の関係者等の間で、ハラスメント行為、不貞行為、それらに準ずる行為を行わないこと。
- (5) 読書会参加者、他のファシリテーター、その他当社の関係者等に対して、性別、人種、 国籍、年齢、宗教、思想、民族、婚姻、性的な好み、政治的信念、身体的・精神的障 害、能力の高低等によって差別をしないこと。
- 2. ファシリテーターは、政治的あるいは宗教的に中立不変の立場であり、次の各号に掲げる活動倫理を遵守しなければならない。なお本項は、個人の表現の自由、思想信条の自由を制限するものではない。
  - (1) ファシリテーターは公の場(インターネット環境を含む)において、「リーディング・ファシリテーター」の肩書をもって意見表明をする場合、政治的あるいは宗教的に中立不偏の立場で行い、特定の宗教又は政党、政治的思想信条を推進、支持し、又はこれらに反対しないこと。又、当社の意見、主義、思想と誤認される恐れのある発言、行動、投稿等はしないこと。
  - (2) 前項にかかる意見表明を行う場合、個人として行う、又は当社及び本事業の意見・意向・方針等とは無関係であることを明示すること。

## 第23条(内容の変更)

当社は、ファシリテーターに通知することにより、本規約の有効期間中においても、本規約の 内容を変更することができる。

#### 第24条 (別紙)

- 1. 別紙の内容は、本規約の一部であり、本規約と一体となすものとする。
- 2. 別紙の内容は、当社の決定により、変更の日から1か月前までにファシリテーターに対して 内容を変更する旨の通知をすることによって、いつでも変更することができる。

## 第25条(個別契約との関係)

当社とファシリテーターとが本規約とは別に、本規約に定める内容と競合する内容の合意をした場合は、その別の合意が優先する。

#### 第26条(紛争解決)

- 1. 本規約及び個別契約の準拠法は日本法とする。
- 2. 本規約及び個別契約に関する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を 第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第27条(協議事項)

本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に 従い、協議の上、円滑に解決を図るものとする。 2024年4月1日制定·施行

アルマ・クリエイション株式会社

# 1. 本資格の登録料

金 5,000 円 (消費税別)

なお、当該登録料はリーディング・ファシリテーター養成講座の受講料に含むものとする。

# 2. 年会費

一般会員 金 24,000円 (消費税別)

学生会員(第1条第7項に該当する者)金0円